

NPO 法人に関わる「税金」についてお悩みの方へ

NPO 法人のための「事務手続きセミナー」

第二弾！ 税務編



NPO 法人はボランティアなので税金が免除されると思っている方がいますが、NPO 法人も法人税法上の収益事業を行ってれば法人税が課されます。

主な税金のうち、NPO 法人に該当しそうなものについて解説します。



2019 年

12月4日 水

日時 13:30～15:00

会場 くまもと県民交流館パレア
9階 [会議室 9]

熊本市中央区手取本町 8-9

参加費 無料

講師 税理士法人 スマイル・ベストパートナーズ

税理士 續 美香氏

講師略歴

熊本県天草市出身。兵庫県の大学を卒業後 U ターンして就職。熊本市内の会計事務所にて多数の非営利団体を担当して研鑽を積み、平成 20 年税理士登録。
一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO 法人等、非営利団体の税務会計を得意とする。

申し込み
問い合わせ先

くまもと県民交流館パレア

NPO・ボランティア協働センター
「パレアルーム」

TEL : 096-355-1186 (10:00～18:00)

Mail : npo@k-para.net

FAX : 096-355-4318

法人名			
(代表者) 参加者名	(ふりがな)	参加人数	人
電話番号			